

金沢市 養育費確保サポート事業（養サポ）の概要

- 親が養育費の確保のために専門機関（公証人役場、**民間ADR**、裁判所、弁護士）を利用した場合の費用の一部を金沢市が助成する制度です。
- 2024年4月～ 大幅拡充して実施
- 金沢市在住の父母であれば、原則として、誰でも利用可

（特長）

- メニューが豊富で幅広い場面で使える。
- 助成上限額が高い（かつ、助成メニューを組み合わせで使える。）。
- 法律相談と融合させて運用している。

事業イメージ

【解決するための方法・場所】

= 第三者たる専門家・専門機関

裁判所



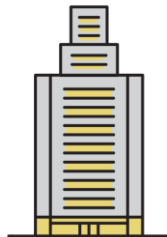
公証役場



弁護士



法テラス



頑張ってみよう



養育費



金沢市



支援①
情報提供と
法律相談

支援②
費用助成

「未婚、婚姻中、離婚後
いずれの方も市の制度が使えます」
ケースごとに利用できる制度は概ね以下の3パターンです。

Case
1

養育費を取り決めたい【自分と相手だけでできる】

合意した内容が誰の目にもわかる形で相手と取決めをしておきましょう。
債務名義という文書にしておくと、さらに安心です。
市は、債務名義の取得にかかる費用を助成しています。
(→P2「②実費助成」へ)

Case
2

養育費を取り決めたい【自分と相手だけでは難しそう】

家庭裁判所、ADR、弁護士を使い、相手と交渉・調停などを行うことになります。市は、そのためにかかる費用を助成しているほか、金沢弁護士会と協力し弁護士のご紹介もしています。
(→P3「③ADR助成」、「④弁護士費用助成」、P2「①弁護士紹介」へ)
なお、「②実費助成」と併せて利用することも可能です。

Case
3

取り決められた養育費を相手が支払ってくれない

裁判所での手続き（強制執行等）を念頭に置いた行動が必要です。
市は、弁護士のご紹介と手続きに要する弁護士費用の助成をしています。
(→P2①「弁護士紹介」、P3④「弁護士費用助成」へ)

「私はどれに当てはまるかわからない」と感じたら、遠慮なく市の窓口にご相談ください。市の窓口には弁護士資格を持つ職員もおり、ご相談に乗っています。
また、各制度の利用に際して、市への事前申請も必要です。



各制度の紹介はチラシ内（P2～3）へ

金沢市 は 子どもの養育費確保を 全力で応援します



所得制限を撤廃しました

養育費の取決めから回収までどんな場面でも。

ご事情を踏まえて、
あなたに合った解決方法や市の制度をご紹介しますほか、
弁護士費用の助成なども行います。

市の制度を活用して、行動してみませんか？



詳細は裏表紙（P4）へ

金沢市 こども未来局子育て支援課

TEL: 076-220-2285



1

弁護士の紹介と初回法律相談費用の助成

市と金沢弁護士会との協定に基づき「相談担当弁護士」をご紹介します。この弁護士と1時間無料でご相談いただけます（市が相談料を負担）。

さらに相談を続ける場合や、相談後に実際に養育費事件を依頼する（契約する）場合には、この弁護士と協議してください。



ご事情によっては、他の法律相談をご案内する場合があります。特に、法テラスの無料法律相談を利用できる方は、法テラスを優先的にご利用いただくこととしています。



詳細な支援内容はこちら

3

ADR利用料の助成

ADRは、中立公正な第三者（調停人）の支援のもとで、相手と話し合い、合意を目指す民間の手続きです。この仕組みを使って、養育費について話し合うことができます。ADRは、家庭裁判所や代理人弁護士を使うほどではない場合、スマホなどを使って相手と簡易迅速にかつ明確に取決めをしたい場合などに役立ちます。市は、このADRの利用料を助成します。



ADR機関は、法務省のHP「かいけつサポート」<https://www.adr.go.jp/>から探すことができます。

養育費案件を取り扱う代表的なADR機関として以下の2機関があります。



家族のためのADRセンター 金沢テラス
再スタートのための円滑な離婚を目指して



また、金沢弁護士会も「紛争解決センター」という名称でADRを行っています。

【助成上限額】 10万円

詳細な助成内容はこちら

2

公正証書の作成、家事調停等に要する実費の助成

債務名義の取得に要した実費及び債務名義の取得と同時に債務名義に執行力を付与させるために要した実費を助成します。

【具体例】

（公正証書の場合）公証人手数料、送達に要する料金等
（家庭裁判所での手続きの場合）戸籍謄本取得料、収入印紙・連絡用の郵便切手代等

【助成上限額】 3万5000円



詳細な助成内容はこちら

4

弁護士費用（着手金・報酬金）の助成

養育費の取り決め、変更、回収（強制執行）のために、事件を弁護士に依頼した場合の弁護士着手金・報酬金をそれぞれ助成します。



助成にあたり条件や注意点があるため、市（子育て支援課）に相談するようにしてください。

【助成上限額】 10万円（着手金・報酬金それぞれ）



詳細な助成内容はこちら

親向け法律相談×養サポ【道具を使って解決に繋げる】

（一般的な法律相談と何が違う？）

- 基礎自治体としての強み（＝父母との接点となりうる場・機会が豊富にある。）を活かして、養育費相談のニーズを掘り起こす。
- 養育費確保ニーズに気づいたら、「**すぐに**」、「**その場で**」法律相談を実施する。
- 道具（助成金）を使って、父母の**実際の行動**（養育費確保）につなげる。
- 事案とニーズに応じて**メリハリ**のある対応をする。
 - ① 複雑困難事案、代理人弁護士への委任を希望する相談者
 » 代理人弁護士へのつなぎ（紹介）に徹する。
 - ② 比較的簡易な事案、自ら解決することを希望する相談者
 » 丁寧な回答と支援を行う。
 純粋な相対交渉、公証役場、**ADR**、家庭裁判所、いずれの解決手段を利用するのが良いか「**一緒に**」考える。

ADRを紹介するに当たって工夫していること

(まだまだ市民にとって馴染みの薄いADR。いかに利用に繋げるか。)

- **ADRのイメージ**を持ってもらう。

「(1人の) 専門家が中立な立場で間に入り、お2人の話し合いをサポートします。」

「裁判所や弁護士を利用するほどではないけれど、2人だけで話し合うのは心配などといった時に向いていますよ。」

「Web会議やチャット、あるいは専用のマッチングシステムを利用して話し合うことができるので、父母が離れて暮らしていたり、平日日中は中々時間が確保しにくいといった事情があっても利用しやすいです。」

「父母双方が同意すれば、取り決めた養育費を公正証書などの債務名義にすることも手伝ってくれるADR機関が多いので、便利ですよ。」等

- 父母に関心を持っていただいたら、個別のADR機関の特色、料金体系、利用の流れ（申立て→話し合い→和解成立・不成立）、ADR機関への連絡・相談する方法などといった**具体的なレベルの事柄**についても、積極的に情報提供を行っている。
- もちろん、ADR利用料（相手方の応諾・不応諾や和解の成否は問わない。）が当市の助成対象であることもご案内している。

民間ADRに繋いだ事例集



事例① 相手方が遠方在住で住所も不明であったケース

＜1. 当事者及び事案の概要＞

相談者：相手方と協議離婚済み。親権者として子らを養育している。

協議離婚時、月額の子育て費は取決めしたが、最近支払いが滞りがちである。

それでは困るので、きちんとした形で子育て費を取決めたい。

相手方：遠隔地在住（国内）の自営業者。

相談者は相手方の住所を知らない。しかし、メールで連絡は取れていた。

＜2. 当課での整理と助言＞

- ・ 一応の子育て費の合意はできていると言って良いと思われる事案だが、合意内容が不十分。支払も滞りがちであったことから、**債務名義での合意文書が必要な状況**であると判断。
- ・ しかし、相手方は遠隔地在住であったことから、当事者だけで公正証書の作成に漕ぎつけることは、やや難しいように思われた。
- ・ だからと言って、家裁や弁護士を利用するほどではない（＝費用(労力)対効果が乏しい）ように思われた。
- ・ そこで、**相手方の住所がわからなくても利用が可能で、かつ、ITシステムを用いて簡易迅速な合意形成を支援することを重視するADR事業者**をご案内した。

＜3. 結果＞

ADR和解（子育て費）が成立。同ADR事業者関与の下で和解の公正証書化も実現した。

（当課はADR利用料及び公正証書取得実費を助成。）

事例② ADRにやや力点を置いて各解決手段につき説明したケース

< 1. 当事者及び事案の概要 >

相談者：相手方とは長らく別居中。婚姻費用を受け取りつつ子らを監護養育している。
離婚に進みたい。

ただ、**養育費さえ合意できれば良く、弁護士に委任して争うことまではしたくない。**

相手方：給与所得者（離婚以外の話はできているが、離婚や親権者に関するスタンスは不明。）

< 2. 当課からの助言 >

- 解決手段として、①交渉（離婚協議書、公正証書）、②ADR、③家事調停という選択肢があること、協議離婚を先行させた上で、養育費のみについて、②ADR又は③家事調停を行うこともできること、**②養育費ADRや③養育費調停であれば比較的容易な手続であること**、もしADRを利用するのであれば、**ITシステムを用いて簡易迅速な合意形成を支援するADR事業者**が適切ではないかと助言。
- ADRを利用した場合でも、**和解内容を債務名義（公正証書）にすることができること、公証役場とのやりとりは、同ADR事業者が代行してくれること**もご説明。
- 相手方が離婚及び離婚条件についてどのような考えを持っているのかを確認した上で、上記の選択肢の中から解決手段を選ぶと良いだろうと助言。

< 3. 結果 >

協議離婚成立。その後ADR和解（養育費）も成立。同ADR事業者関与の下で和解の公正証書化も実現した。（当課はADR利用料及び公正証書取得実費を助成。）

事例③ 離婚協議の延長にADRを位置づけ ご案内したケース

< 1. 当事者及び事案の概要 >

相談者：相手方と同居中かつ離婚協議中。

離婚及び子の親権者を相談者とすることについて相手方の同意あり。

養育費と財産分与につき協議継続中だが、財産分与については、大きな争いには発展しないと思う。

協議は、携帯電話のメッセージアプリを使って行っている。

相手方：給与所得者

< 2. 当課からの助言 >

- このままメッセージアプリでの協議を続けると良いと思われる。財産分与については、合意ができ、清算も完了できるようであれば、それ以上のやりとりや文書化をする必要性は高くない。
- 一方、養育費については、長期の受取りとなるので、債務名義にしておいた方が良い。
- 具体的な方法としては、相手方とメッセージアプリを利用して離婚の話し合いができていますので、ITシステムを用いて簡易迅速な合意形成を支援するADR事業者を利用するのが良いと思われる。利用に当たっては、相手方にも、「養育費の点は同ADR事業者を利用して話し合いを続けたい」などと伝えておくとスムーズにADRに移行できると助言。

< 3. 結果 >

1か月以内にADR和解（離婚）が成立。同ADR事業者関与の下で和解の公正証書化も実現した。

（当課はADR利用料及び公正証書取得実費を助成。）

事例④ 子の認知未了 未婚母をADRに繋いだケース

＜1. 当事者及び事案の概要＞

相談者：未婚の母として、長年、子ら（相手方との間に生まれた婚外子）を監護養育してきた。

相手方には家庭があり、相談者への支援はなかった。

これまで行動に移してこなかったが、経済的な理由で子らが進学等を断念することがないように、養育費を確保したい。

しかし、中々その一步が踏み出せない。

相手方：職業不明。メッセージアプリを使ってやりとりはできている。

＜2. 当課での整理と助言＞

- 裁判所で強制認知と養育費調停を行えば、それなりの養育費を確保できる可能性が高く、経済的メリットは大きい。
- しかし、直ちにそこまで決断できないのであれば、**裁判所や弁護士の利用・移行も念頭に置きつつ、まずは、後戻りも可能な紛争解決手段であるADR**を利用して、様子を見る（相手方の反応を見たり和解の申出を待ってみる。）という選択肢もある。相手方も、裁判所や弁護士から連絡が来るよりは、ADRで**秘密裡**に相談者と話合いたいと思っている可能性がある。そうであれば、ADRでの話合いに応じる可能性がある。

≫ Web会議システムを用いてじっくりと話合いをすることを重視しているADR事業者を紹介した。